

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和元年5月27日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

- 1 監査の結果を公表した日
平成 31 年 2 月 21 日（宇治市監査委員公表第 3 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象

市民環境部

商工観光課

監査期間

平成30年12月3日～平成31年1月24日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	産業会館の使用料収入状況について 平成27年度の前回定期監査等において、使用許可申請及び使用料の納付に遅れが見受けられたと指摘した点、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定の遅れが見受けられた。	使用許可申請及び使用料の納付の遅れ、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。そのほか、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については「宇治市産業会館条例施行規則」の様式の一部改正も行う。 また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書に規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。
2	市営茶室の使用料収入状況について 調定の遅れが見受けられた。	調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、市及び受託者間において平成31年2月5日に委託契約書の再確認を行い、今後契約書の規定の日までに報告書を提出するよう指導を行った。また、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。
3	観光センターの使用料収入状況について 前回定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。また、新たに調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられた。	収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられた点及び使用許可書発行に遅れが見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。 また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書の規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底した。